計画の内容

この章において具体的施策に掲げている担当部局のうち、「商工労働部」は平成14年4月1日から「商工観光労働部」に変わります。

この章の中で紹介している「県民の声」は、平成12年度に実施した県民意識調査において、自由記入欄に記入していただいたり、グループインタビューでお伺いした、県民の皆様の貴重な御意見の中から一部掲載したものです。

第4章 計画の内容

基本目標

男女共同参画社会の 形成を推進する基盤づくり

21世紀。一人ひとりが輝いて、いろいろな夢を描くことができる社会でありたいものです。そのためには、女性と男性が、性別にかかわりなく個人として尊重され、その個性と能力を十分に発揮できる「男女共同参画社会」を実現することが重要です。

しかしながら、性別に基づく固定的な役割分担を前提と した制度や慣行は依然として存在し、あらゆる分野や場面 で男女が平等になっているとは言い難い状況にあります。

こうした状況は、男女それぞれの生き方や社会での活動 の可能性を狭めることにもつながるため、家庭、学校、職場、 地域社会などにおいて、男女がお互いを尊重し、平等な立 場で共同して社会に貢献できるシステムの構築が求められ ています。



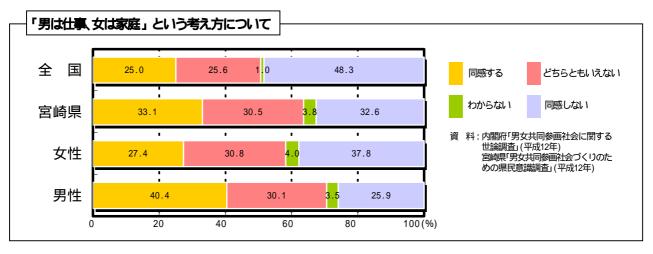
重点目標1●●●男女平等意識の確立

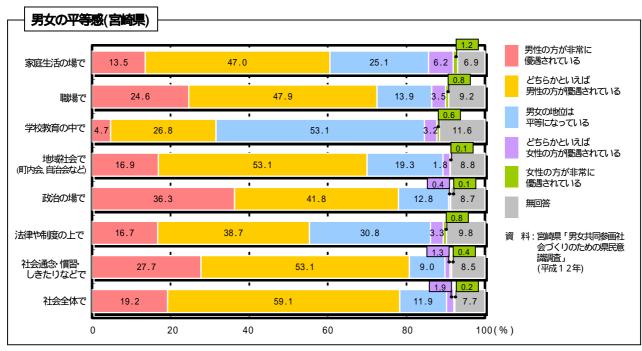
現状と課題

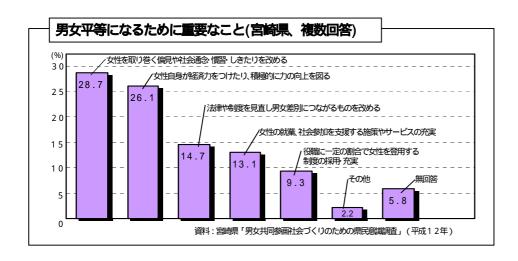
「男は仕事、女は家庭」という考え方について肯定的な県民の割合は、以前より低くなってきているものの、全国に比べると高く、性別に基づく固定的な役割分担意識が根強く残っている状況が伺えます。

「学校教育の場」では過半数の人が「男女の地位は平等になっている」と感じていますが、その他の場面では全体的に男性が優遇されていると感じる割合が高く、特に「社会通念・慣習・しきたりなど」や「政治の場」では、8割前後の人が男性優遇と感じています。

人々の意識の中に長い時間をかけて形作られてきた性別に基づく固定的な役割分担意識やそれに基づく慣行などは、女性のみならず男性にとっても、多様な生き方を選択する際の障害となっています。家庭学校、職場、地域社会等のあらゆる場面で、男女がお互いを尊重し、対等なパートナーとして参画できるよう、男女平等意識を確立していく必要があります。







施策の基本的方向(1)・・・男女平等を推進する教育・学習の充実

学校教育、家庭教育及び社会教育において、自立の意識を育み、男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図ります。

具体的施策

施 策 の 内 容	担当部局
人権尊重の理念の普及高揚を図るための人権教育・啓発に関する指導者の養成	生活環境部 教育庁
教材・学習プログラムの開発、体験的参加型研修の導入など教育内容・手法の充実	生活環境部 教育庁
人権問題に関する情報提供の充実・強化	生活環境部 教育庁
地域・企業における人権教育を推進するための研修会の開催や研修会への講師派遣	生活環境部
人権(同和)問題に積極的に関わっていく意識や態度を育成するための、女性を対象とした研修会の開催	生活環境部
社会教育における人権問題に関する学習を充実するための、社会教育関係者を対象とし た研究協議や情報交換、研修の実施	教 育 庁

県民の声 VOICE

意識の改革はとても難しい問題。学校教育において、低学年からの男女平等教育を取り入れるべきである。

男女は違って当たり前。平等になるのは難しい。ただ、互いに尊重しあって助け合っていけるような社会になるのが理想と思う。

これからは競争より共生の時代。そのためには男女平等の社会づくりが大事だと思う。



施策の基本的方向(2)・・・個性を尊重する学校教育・地域活動の推進

学校や地域において行われる性別や世代を超えた様々な活動を通して、男女がお互いの人格を尊重し、 一人ひとりの個性と能力を発揮できるような教育・活動を推進します。

具体的施策

施 策 の 内 容	担当部局
少人数授業など、きめ細かな指導を行うための指導方法や指導体制の工夫改善	教育庁
地域の教育資源を生かした教育課程の編成	教 育 庁
小・中・高校生等を対象とした異年齢集団による宿泊体験や奉仕体験等の様々な体験活動を行う地域共同体験活動の実施	教育庁

施策の基本的方向(3)・・・固定的な性別役割分担意識を解消するための広報・啓発活動の推進

男女共同参画社会を実現するにあたっての大きな障害のひとつである、固定的な性別役割分担意識を解 消するための広報・啓発活動を推進します。

具体的施策

施 策 の 内 容	担当部局
男女共同参画社会づくりについて理解を深めるための講演会等の開催	生活環境部
啓発リーフレットやガイドブックの作成、配布	生活環境部
小学生向け啓発誌の作成、配布	生活環境部
メディアを活用した啓発の推進	生活環境部

県民の声

VOICE

連れ合い(夫)を見ていると、世の男性方の意識を変えるこ とが大事だと思う。

県や市町村主催の研修会等に参加すると出席者の大半は女性。 女性側の意識がどれだけ変化しても男性側が変わらなければな かなか男女平等社会は成立しないので、男性を対象にした研修 会を開催してはどうか。

地域活動の中では固定的な社会通念が深く根付き、なかなか 改革できない 面が多く残されている。 地域に浸透するような広 報啓発をしてもらいたい。



施策の基本的方向(4)・・・男女共同参画の視点に立った慣習・慣行の見直し

家庭、職場、地域社会などのあらゆる場面で、男女の立場の違いなどを反映し、結果的に中立に機能し ていない慣習・慣行について、その見直しのための啓発を行います。

具体的施策

施 策 の 内 容	担当部局
ジェンダーに敏感な視点を定着させるための啓発活動の推進	生活環境部
性別による偏りにつながるおそれのある慣習・慣行について見直しを呼びかけるための啓発 活動の推進	生活環境部

_W _H A **T?**「ジェンダー」

生物学的な性の違い(セックス:生物学的・生理学的な性差)に対 して、出生後に周囲と係わりながら育つ中でこうあるべきだと身に ついた性差概念をジェンダー(社会的・文化的な性差)という。日 常生活の中で期待される「男らしさ、女らしさ」や「男は仕事、 女は家庭」などの性別による固定的な役割分担意識も、このジェン ダーの一部。



_{県民の声} VOICE

九州は全体的に男尊女卑の風習が根強いので、この辺りからま ず変えていく必要があると思う。

昔に比べると随分女性の地位は向上したと思うが、地域の習慣 や生活の場には女性差別は根強く残っていると思う。

地方に行けば行くほど昔からのしきたりや慣習が残っていて、 まだまだ男性上位である。



指

項目		現 況 値		平成22年度	
	単位		年度	目標値	
男女の地位は平等になっていると感じる人の割合(社会全体で)	%	11.9	12	継続かに上昇を目指す	
固定的性別役割分担意識(「男は仕事、女は家庭」という考え方を肯定する人の割合)	%	33.1	12	継続かに減少を目指す	

重点目標2 ••• 政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

現状と課題

県では、審議会等委員への女性登用の目標値を「平成22年度末までに30%」と設定して登用の推進を図っており、平成12年度末現在で17.7%に増加しています。しかしながら、分野によっては女性の役職等への起用が少なく、女性の委員への登用が進まない状況もみられます。

市町村における審議会等委員への女性登用についても同様の状況にあり、市町村や企業・団体に対しても広く女性の参画促進を呼びかける必要があります。

一方で、女性自身も主体的に様々な課題に取り組み、解決を図っていく力をつけることや潜在的能力の 開発が求められており、学習の機会や内容の充実を図っていく必要があります。

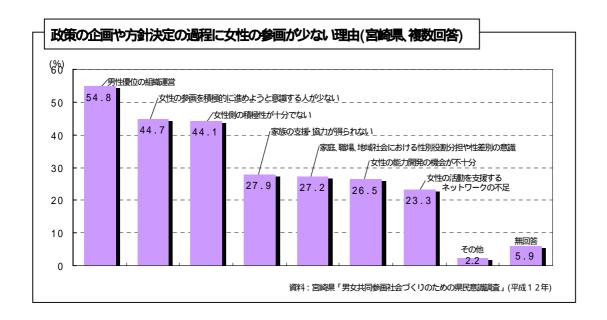


県内の女性議員数

(人、%)

X	分	昭50	昭55	昭60	平3.10	平8.4	平13.4
	定数	46	47	47	47	47	43
県 議 会	女性議員	0	0	0	1	2	2
	割合	0.0	0.0	0.0	2.1	4.3	4.7
	定数	904	902	876	815	810	773
市町村議会	女性議員	4	6	12	17	25	30
	割合	0.4	0.7	1.4	2.1	3.1	3.9

資料: 宮崎県地方課調



施策の基本的方向(5)・・・政策・方針決定過程における女性の参画の拡大

多様な考え方を活かした豊かで住みよい社会を築いていくため、各種審議会等委員への女性登用を拡大するとともに、民間企業や各種団体等に対しても女性の参画促進を呼びかけます。

具体的施策

施 策 の 内 容	担当部局
審議会等委員への女性登用の推進	全部局
市町村に対する審議会等委員への女性登用の働きかけ	全 部 局
各種関係機関、団体等への女性の登用促進についての働きかけ	全 部 局

県民の声 VOICE

委員等の選出は役職でせず、応募によるものがよいと思う。

行政の審議会の女性委員を増やして、女性の意見を取り上げる ように努めてもらいたい。



施策の基本的方向(6)・・・女性の人材の育成と情報収集・整備

あらゆる政策・方針決定過程への女性の参画を進めるため、指導的な役割を果たす女性リーダーを育成 するとともに、幅広い分野からの人材情報を収集・整備します。

具体的施策

施 策 の 内 容	担当部局
審議会等委員への女性登用を進めるための、女性人材情報の整備及び積極的活用の推進	生活環境部
男女共同参画に関する学習機会を提供するための、国や関係機関が実施する会議、 研修等への派遣	生活環境部
農村・漁村女性指導士の育成	農政水産部
農村女性の技術向上や社会参画のための、自主活動の支援	農政水産部
女性リーダーの養成を図り、女性の生涯学習を促進するための、高度で専門的な学習 機会の整備や提供	教 育 庁

県民の声 VOICE

男女共同参画を望むなら女性がもっと勉強する必要がある。

女性自身が、あらゆる面に積極的に向上を図ろうとする心構え、 意識高揚に努めることも大事ではないか。

女性自身も意識改革、自己啓発をする必要がある。



指 標

項目		現 況 値		平成22年度
	単位		年度	目標値
県の審議会等委員に占める女性の割合	%	17.7	12	3 0
市町村の審議会等委員に占める女性の割合	%	14.1	12	各市町村の目標値を 踏まえ向上を目指す
農村・漁村女性リーダー育成(農村・漁村女性指導士認定と 能力向上研修実施)	人	146	13	継続を目指す
女性のJA正組合員加入促進(正組合員における女性の割合)	%	12.9	13	20%以上

重点目標3 ••• 男女共同参画推進体制の充実

現状と課題

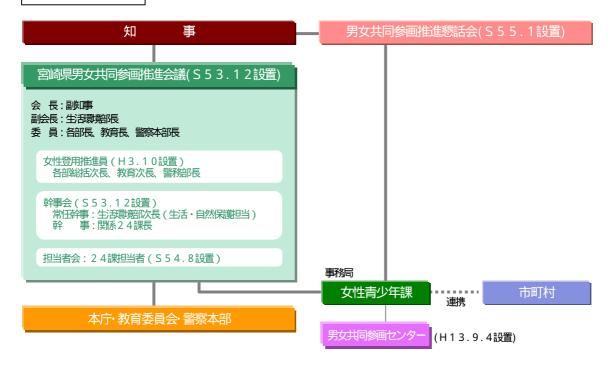
男女共同参画社会づくりに関する施策は広範多岐にわたっており、総合的かつ効率的な推進を図るためには、県や市町村における推進体制を充実させるとともに、定期的に計画の進捗状況を点検し、施策の見直しを行う必要があります。

県では、宮崎県男女共同参画センターを設置し、情報提供、啓発、相談及び交流事業を実施していますが、地域社会の取組とも連携を図るとともに、男女共同参画社会づくりの活動拠点として、施設や機能の一層の充実が求められています。

男女共同参画社会の形成にあたっては、民間団体・グループによる地域に根付いた活動が重要な意味をもつため、これらの取組を促進するための支援を行う必要があります。

男女共同参画社会の形成に関する取組を全県的に推進するため、条例の制定について検討する必要があります。

宮崎県の推進体制



市町村における推進体制の状況(H13.4.1現在)

庁内推進会議を設置している市町村数	6市町
男女共同参画推進懇話会を設置している市町村数	7市町

【宮崎県男女共同参画センター】

所在地:宮崎市宮田町3番46号(県庁宮田町別館1階)

情報提供

男女共同参画に関する図書、ビデオ、 新聞クリッピング等を揃え、情報 提供を行うほか、ホームページに よる情報発信をしています。

相談

総合相談(相談員による電話・面接相談)と、専門相談(弁護士等による予約制面接相談)を実施しています。

啓 発

広報啓発誌を発行するほか、男女 共同参画講座などの講座を開催し ています。

交流

男女共同参画社会づくりの交流活動やネットワークに取り組む民間団体やグループを支援しています。

施策の基本的方向(7)・・・総合的な推進体制の整備・充実

宮崎県男女共同参画推進会議を中心に、関係各課のより一層の連携を図るとともに、各市町村に対して、 推進体制の整備や男女共同参画計画の策定について働きかけます。

具体的施策

施 策 の 内 容	担当部局
男女共同参画の視点を取り入れた行政職員研修の実施	生活環境部
市町村の男女共同参画社会づくりを支援するための情報提供及び市町村職員を対象と した研修の実施	生活環境部
男女共同参画に関する条例の制定に向けての検討	生活環境部

県民の声 VOICE

住民と最も深い関係にある市町村の推進体制を整備する必要がある。

施策の基本的方向(8)・・・男女共同参画社会づくりの拠点となる施設の整備・充実

宮崎県男女共同参画センターにおいて、県民のニーズに応じた事業展開を行うとともに、拠点としてふさわしい機能の充実を図っていきます。

具体的施策

施 策 の 内 容	担当部局
男女共同参画に関する図書、ビデオ、各種資料等の収集整備及び貸出	生活環境部
ホームページによる情報提供	生活環境部
広報啓発誌の内容充実	生活環境部
男女共同参画に関する講座の開催	生活環境部
民間団体等が行う男女共同参画に関する講演会等への講師派遣	生活環境部
女性が抱える問題解決のための相談機能の充実	生活環境部
グループ登録の促進とネットワークづくりの支援	生活環境部

県民の声 VOICE

拠点施設に期待する機能として、「女性の様々な相談に応じること」「資格取得講座等を開催し、キャリアアップを支援すること」「男女共同参画社会づくり活動を支援し、交流の機会を提供すること」を望む声が多い。

施策の基本的方向(9)・・・自主的活動に対する支援と連携の促進

男女共同参画に関して自主的活動を行っている団体・グループの活動を支援するとともに、相互の連携を図ります。

具体的施策

施 策 の 内 容	担当部局
男女共同参画社会づくりに資する活動を行う団体・グループに対する支援	生活環境部
商工会等の女性部活動に対する支援	商工労働部
地域女性の連携と意欲を高め、地域引人会の活性化を図るための大会の開催	教 育 庁

指標

項目		現況	値	平成22年度
	単位		年度	目標値
庁内推進会議設置市町村の割合	%	13.6	12	継続的に上昇を目指す
男女共同参画推進懇話会設置市町村の割合	%	15.9	12	継続的に上昇を目指す
男女共同参画計画策定市町村の割合	%	15.9	12	継続的に上昇を目指す

基本目標

男女の多様な生き方を可能にする環境の整備

就業は人々の生活を支える基本的な要素であり、その環境整備は男女共同参画社会の実現にとって極めて 重要な意味を持っています。また、男女がともに家庭 での責任を担うことや、仕事を持つ男女が職業上の責 任と家庭や地域社会における責任とを果たしていくことは、 男女共同参画社会の最も基本的な考え方のひとつとなっ ています。

このため、雇用における男女の均等な機会や待遇の 確保とともに、育児・介護サービスの充実などにより、 男女が共に家庭や地域活動に参画できる条件の整備が 求められています。



重点目標4・・・ 男女の平等な就業環境の整備

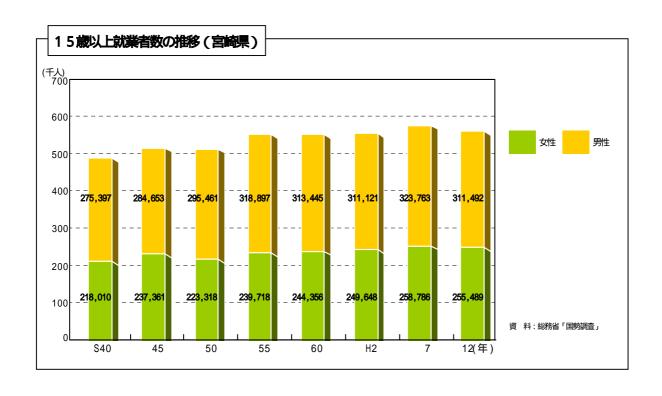
現状と課題

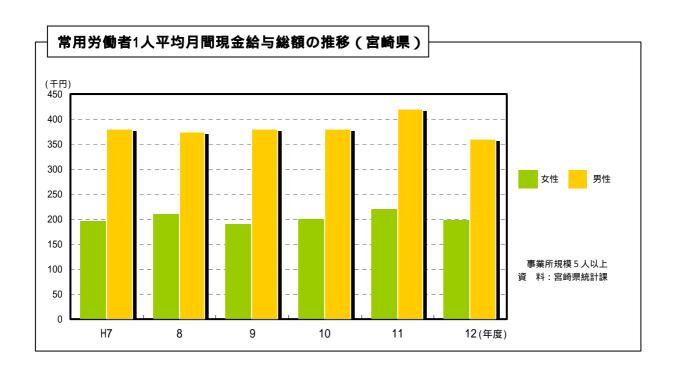
女性の職場進出が進む中、男女雇用機会均等法の改正などにより、女性の働く環境は整備されてきていますが、昇進、配置の面での男女格差など、雇用の場における男女の不平等感は依然として強い状況にあります。働く意欲のある女性が、その能力を十分に発揮して充実した職業生活を送ることができるよう、実質的な男女の均等な機会と待遇の確保を一層進めていく必要があります。

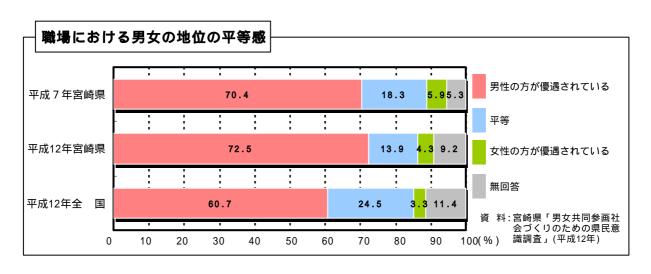
女性があらゆる分野に進出し、その能力を発揮するためには、産業構造の変化や技術革新に対応した知識や技能の習得のための職業能力の開発、向上が求められています。

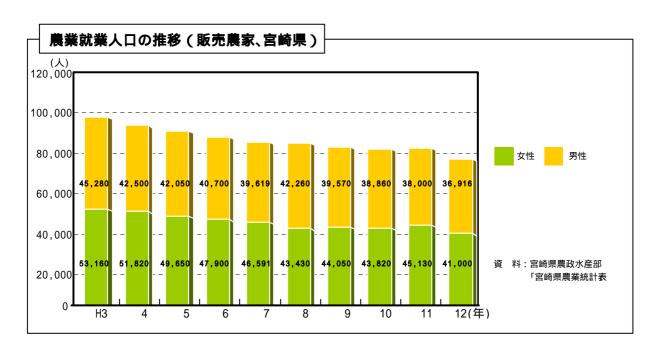
農林水産業に従事する女性は、生産や経営の実質的な担い手として重要な役割を果たしていますが、 職場と家庭が区別しにくいため、労働報酬や休日、労働時間などが明確にされておらず、その役割が必ずしも十分には評価されていない状況にあります。

雇用・就業形態の多様化の中で、就業者が価値観やライフスタイル等に応じ、在宅勤務やSOHOなどの多様で柔軟が働き方を選択できることが求められています。









農業における家族経営協定の締結状況(宮崎県)

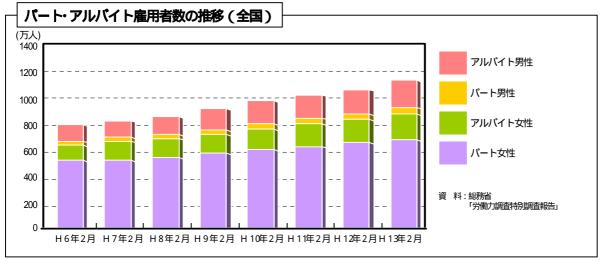
	平11.3	平12.3	平13.3
家族経営協定締結戸数(戸)	400	548	635

資料:宮崎県営農指導課調

┼-W_HAT?「家族経営協定」

農家等の家庭内において、労働報酬の配分、経営移譲、休日の設定などについて取り決めた協定。家族経営協定は女性や後継者等の経営参画を促し、家族農業経営を家族構成員みんなでつくる共同経営(パートナーシップ経営)と位置付けることを理念としている。また、締結することにより、経営内の「個」の確立、経営の近代化、経営の永続性の確保を目指している。





施策の基本的方向(10)・・・雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

実質的な男女の均等確保の実現に向けて、男女雇用機会均等法の履行や**ポジティブ・アクション**の促進を図るための啓発活動をより一層推進します。また、職場における**セクシュアル・ハラスメント**の防止など、女性が働きやすい環境の整備を促進します。



$+\mathsf{W}_\mathsf{H}\mathsf{A}_\mathsf{T}$?

「ポジティブ・アクション」

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。男女共同参画社会基本法第2条では「積極的改善措置」として規定されている。形式的に法の下に平等を定め、機会を均等にしても、慣行や偏見により格差はいつまでも解消しないので、一定の有利な措置を設けることによって、積極的に差別の解消を図るというもの。

「セクシュアル・ハラスメント」

性的嫌がらせ。相手の意に反した性的な発言や行動で、例えば身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な冗談やからか、など、さまざまな態様のものが含まれる。改正男女雇用機会均等法(平成11年4月1日施行)では、職場でのセクシュアル・ハラスメントの防止を事業主の配慮義務と定めている。

具体的施策

施 策 の 内 容	担当部局
企業における女性の能力発揮のための講演会等の開催	生活環境部・商工労働部
宮崎労働局等と連携し、労働基準法、男女雇用機会均等法についての事業主に対する啓発の実施	商工労働部

^{県民の声} VOICE

職場での男女の賃金差別はどうしようもないとあきらめている。 これからは女性が平等に扱われる社会を目指して欲しい。

施策の基本的方向(11)・・・女性の能力発揮促進のための援助

女性がその能力を十分に発揮できるように、結婚や出産、育児にために退職した女性に対して、再就職のための支援に努めます。

具体的施策

施 策 の 内 容	担当部局
宮崎労働局等と連携した、結婚等のために退職し、再就職を希望する女性の職業能力の 向上と再就職のための相談及び情報提供	商工労働部
家内労働を希望する者に対する相談、技術講習、情報提供の援助	商工労働部

施策の基本的方向(12)・・・農山漁村における男女共同参画の確立

女性の役割に対する適正な評価が図られるよう、女性の農林漁業経営や地域の方針決定過程への参画を 促進するための啓発活動や研修等を実施するとともに、男女が対等な立場で快適に働くための環境整備を 推進します。

具体的施策

施 策 の 内 容	担当部局
家族経営協定の締結促進	農政水産部
経営管理講座や農村女性起業研修会等の開催による女性農業者の経営参画促進	農政水産部
女性組織の連携強化とリーダー育成による女性の農村社会参画促進	農政水産部
漁業経営等に女性の参画を図るための省力化設備の整備、漁労の軽作業化の推進	農政水産部
漁村の活性化を図るための、女性グループの育成及び活動支援、活動拠点の整備促進	農政水産部
女性林業研究グループの育成及び活動促進	林 務 部

^{県民の声} VOICE

社会的には随分女性の地位向上が図られていると思うが、特に農村部では、女性自身がまだまだ遠慮がちである。女性の意識も少しずつ改革していかなければならないと思う。

施策の基本的方向(13)・・・多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備

パートタイム労働者等に対して、通常の労働者との均衡等を考慮した適正な労働条件の確保と雇用管理の改善を図ります。また、女性を含めた起業家の育成・支援のための施策の充実を図ります。

具体的施策

施 策 の 内 容	担当部局
パートタイム労働者などの労働条件の向上を図るための事業者等に対する啓発指導	商工労働部
女性を含め、起業を目指す者に対する、必要な知識や手法に関する情報提供、相談や 学習機会の提供	商工労働部
SOHO事業者の活動を支援するための施策の周知及び充実	商工労働部

指 標

項 目		現 況 値		平成	22年度
	単位		年度	目	標値
家族経営協定締結農家数	戸	549	12		2,400
農村女性起業事例数	事例	88	12		150



重点目標 5 •••男女の自立と家庭・地域生活の両立支援

現状と課題

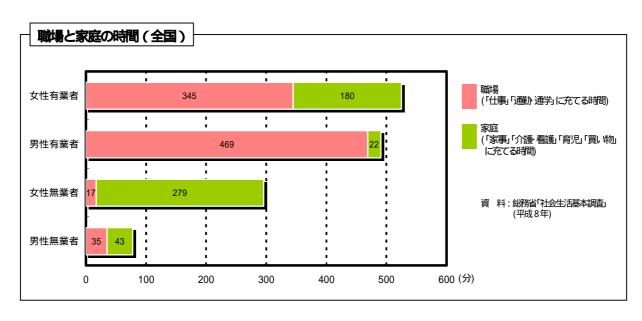
男女の生活時間のうち家庭生活に充てる時間(家事、介護・看護、育児、買い物)をみると、女性有業者で180分、女性無業者279分であるのに対し、男性有業者で22分、男性無業者で43分となっており、女性に偏った状況にあります。また、平成12年の県民意識調査結果にみる家事や子育てについての夫婦の役割分担においても、家庭のことは主に妻が行っている割合が高くなっています。

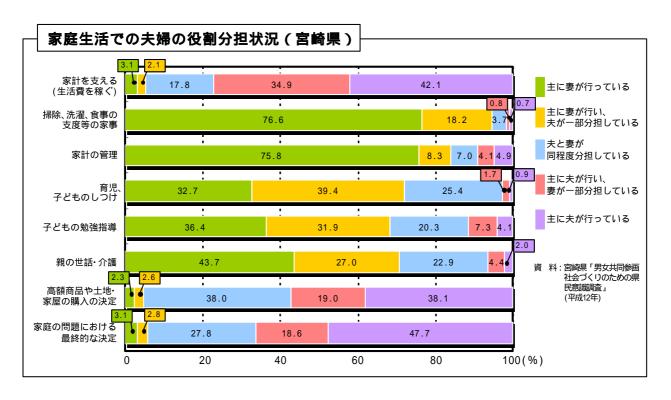
育児・介護サービスの充実などを通じて、男女が家庭や地域活動に共に参画できる条件整備を進めることが求められています。

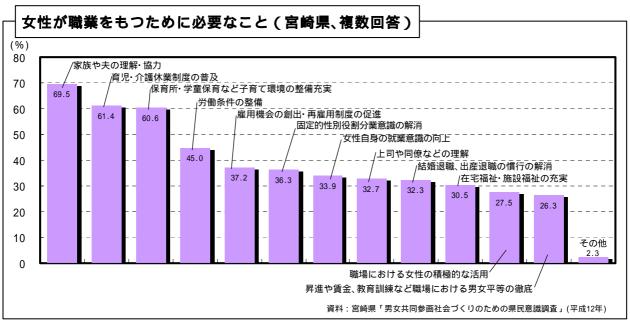
本県の高齢化は全国平均より速いペースで進み、65歳以上の高齢単身者数も増加を続けています。こうした中で、高齢社会に対応した条件整備を進めることは緊要な課題となっており、高齢期の男女を単に支えられる側に位置付けるのではなく、他の世代と共に、社会を支える重要な一員として、高齢者の役割を積極的にとらえる必要があります。

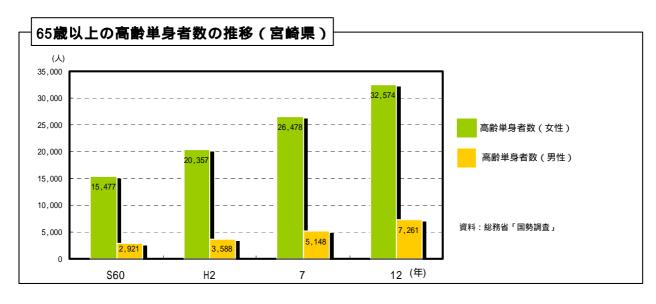
本県では、近年、離婚率の高まりとともに母子・父子世帯のひとり親家庭が増えています。また、障害者数も高齢化の影響などにより年々増加し、障害の内容も重度化・重複化する傾向にあります。このような中で、ひとり親家庭や障害のある人の生活の安定と自立支援の一層の推貫はもとより、すべての人々が、住み慣れた地域で安心して積極的に社会参加するための「人にやさしい福祉のまちづくり」の推進が求められています。

経済や社会にグローバリ化の進展に伴い、地域が直接、世界の諸地域と結びつく時代となっています。 本県においても、外国人観光客の入込み数が増加するとともに、国際会議や国際的イベントを通じて県 民の国際交流の機会も着実に拡大してきています。このような中で、県民一人ひとりが広い視野にたって 国際社会の一員として貢献していく必要があります。









施策の基本的方向(14)・・・多様なライフスタイルに対応した子育て支援策の充実

多用な需要に対応した保育サービス等の充実、子育ての孤立感や不安の解消を図るための相談・支援体制の充実に努めます。

具体的施策

施 策 の 内 容	担当部局
幼稚園において、教育時間の終了後も引き続き子どもを預かる、預かり保育の促進	総務部
事業所内・病院内保育施設の整備等に係る助成制度の周知	福祉保健部
低年齢児保育の促進	福祉保健部
保護者の就労形態や勤務時間等に的確に対応した延長保育の促進	福祉保健部
保護者の育児疲れや病気、パート就労の際などに、一時的に子どもを預かる一時保育の促進	福祉保健部
休日に働く家庭の保育に対応するための休日保育の促進	福祉保健部
保育所の施設整備の促進と、多様な保育ニーズに対応するための施設整備の充実	福祉保健部
乳幼児の育児相談や育児サークルの支援等を行う地域子育て支援センターの設置促進	福祉保健部
放課後児童クラブの設置、活動の促進	福祉保健部
病気の回復期にある乳幼児を一時的に預かる、乳幼児健康支援一時預かり(病後児保育) 事業の促進	福祉保健部
保護者の病気や出産の際などに、児童養護施設等で一時的に子どもを預かるショートスティ等の利用促進	福祉保健部
子どもの健全な遊び場を提供するための児童館(センター)等の整備促進	福祉保健部
児童館(センター)における地域組織活動との連携、子育て中の親の相談窓口や交流 の場としての活用の促進	福祉保健部
中山間地域で安定的な保育サービスが提供できるよう、へき地保育所の運営費補助等の充実	福祉保健部
児童相談所や保健所など関係機関の電話相談事業等の充実と各相談機関相互の連携強化	福祉保健部
地域子育て支援センター等の育児相談事業や主任児童委員等が行う相談・援助活動など、 地域における身近な相談体制の充実	福祉保健部
変則的、変動的な保育需要に対応するため、地域において相互援助活動を行う、ファミ リー・サポート・センターの設置促進	商工労働部
特に父親の家庭教育への参加を図るための家庭教育出前講座の開催	教 育 庁
就学時健診等を活用した子育て講座の開催	教 育 庁
思春期の子どもを持つ親を対象にした子育て講座の開催	教 育 庁
家庭教育を支援する地域のネットワークの拡充と子育て支援体制の充実を図るための家庭 教育フォーラムの開催	教 育 庁
地域における子育て支援やネットワーク化の推進を図るための子育て相談や各種事業の実施	教 育 庁
家庭教育に関する悩み等を持つ親等への相談体制の充実	教 育 庁

県民の声 VOICE

保育園の充実や出産後の就職活動の手助け、職場内託児所の普及など、小さい子どもをもつ女性に優しい社会づくりを希望する。

保育所及び学童保育の充実を切望します。

病児保育、延長保育、短時間子どもを預かってくれるサービスなど、 子育て支援サービスをもっと充実してほしい。



施策の基本的方向(15)・・・仕事と育児・介護の両立のための雇用環境の整備

仕事と育児・介護の両立に関する意識啓発を推進するとともに、育児・介護休業の取得及び職場復帰が しやすい環境の整備や、育児・介護を行う就業者が働き続けやすい環境の整備を進めます。

具体的施策

施 策 の 内 容	担当部局
育児・介護休業制度の普及啓発	商工労働部
子育て中の勤務時間の短縮や転勤に際しての配慮など、子育てと仕事を両立しやすい労働環境の整備を促進するための啓発	商工労働部

^{県民の声} VOICE

子育てをしながら仕事をしているが、仕事を休まなければならな いことが度々あって、職場で引け目を感じている。

施策の基本的方向(16) … 家庭・地域生活への男女の共同参画の促進

ボランティア、NPOなどによる活動を通じて、各種の地域活動へ男女が共に積極的に参画できる方策の充実を図ります。また、特に、これまで家庭や地域社会への参画の少なかった男性の家庭・地域生活への積極的な参画の促進を図ります。

具体的施策

施 策 の 内 容	担当部局
ボランティアセンターの相談・支援体制等の充実	生活環境部
老人クラブ活動、シニアスポーツ、文化・趣味などの生きがいづくり・健康づくりの促進	福祉保健部
年間総労働時間の短縮促進	商工労働部
変更労働時間制、フレックスタイム制度等柔軟な勤務体系の普及促進	商工労働部
教育施設や地域社会等で活動する教育施設ボランティア養成講座の開催	教 育 庁

WHAT?

「NPO」Non Profit Organization

民間非営利活動組織などと略され、非営利(利潤の追求や利益の配分を目的としない)で自主的、自発的に公益的な活動を行う組織や団体をいう。

「フレックスタイム制度」

企業の決めたコア・タイム(必ず勤務しなければならない時間 帯)を含むという条件付きで、勤務新聞を自主的に決められる制度

^{県民の声} VOICE

女性が頑張りすぎなくても働けて、家庭生活をおろそかに しなくてよい社会になるように男性側に頑張って欲しい。 夫婦が家事を共同して行うことが当たり前になるといいと 思う

今の世の中、子どもを育てるのに女性に負担がかかりすぎる。

施策の基本的方向(17)・・・高齢者が安心して暮らせる条件の整備

社会全体で支えていく考え方に立った介護体制の整備を図るとともに、高齢期の男女の社会参画機会の拡大や経済的自立を確保し、生き生きと安心して暮らせる条件の整備に努めます。

具体的施策

施 策 の 内 容	担当部局
ホームヘルプや痴呆性高齢者グループホーム、介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) 等の保健福祉サービスの充実	福祉保健部
身近な所で気軽に介護の相談・指導が受けられる在宅介護支援センターの充実	福祉保健部
介護予防や日常生活の支援等を行う在宅サービスによる高齢者の自立した生活への支援	福祉保健部
介護に関する知識や技術の普及	福祉保健部
高齢者総合相談センターにおける相談及び各種情報の提供	福祉保健部
寝たきり予防対策の推進	福祉保健部
宮崎労働局等と連携した高年齢者の雇用促進や高年齢者に臨時的・短期的な就業の場 を提供するシルバー人材センターに対する支援	商工労働部
高齢者の学習ニーズに応えるための、多様な分野と高度で専門的な内容をもった広域的・ 総合的な学習機会の整備	教育庁

見民の声

VOICE

仕事を続けながらの介護はなかなか大変。老人ホーム的な一時 預かってお世話していただいたり、相談にのっていただける施設 があれば、安心して心にも余裕ができると思う。



施策の基本的方向(18)・・・ひとり親家庭や障害のある人などへの配慮

ひとり親家庭の経済的・社会的自立を促進するための施策の充実を図るとともに、**ノーマライゼーション**の理念に基づいて、障害のある人などのニーズに対応した施策を推進します。

──W_HAŢ?「ノーマライゼーション」 -

障害のあるなしや年齢などに関係なく、すべての人が同じ社会の中 で普通の暮らしができる社会がノーマル(普通)であるという考え方。

具体的施策

施 策 の 内 容	担当部局
母子家庭や寡婦に対する貸付制度、母子家庭の医療費助成事業、児童扶養手当制度 などの普及啓発	福祉保健部
母子家庭の生活の自立を支援する母子生活支援施設の機能の充実	福祉保健部
障害のある子どもを受け入れ、共に保育を行うことにより、障害のある子どもの心身の発達 を促す障害児保育の促進	福祉保健部
放課後児童クラブにおける障害児の受入れ促進	福祉保健部
「人にやさい、福祉のまちづくり条例」を核とした、思いやりのある心づくり及びバリアフリーの施設づくりの推進	福祉保健部
宮崎労働局等と連携した障害者雇用の推進	商工労働部

施策の基本的方向(19)・・・国際交流・協力活動の促進

国際社会の一員として、広い視野と豊かな国際感覚を身につけ相互理解を深めるとともに、その責任と役割を果たすため、国際交流・協力活動を促進します。

具体的施策

施 策 の 内 容	担当部局
国際化に関する正しい知識や最新の情報等を提供するための講演会やシンポジウムの開催	企画調整部
地域の国際化推進リーダー養成を図るための国際交流人材養成塾の開催とその充実・強化	企画調整部
在住外国人との触れ合いを通して、外国の文化や生活習慣等に接してもらうための国際交 流サロンの開催	企画調整部
県国際交流センターにおける国内外の情報の受発信や国際交流・協力に関する相談、調整等の機能の強化	企画調整部
国際交流ボランティア活動に対する啓発と登録促進及び利用者側に対する情報提供やボランティア活用研修の実施	企画調整部
諸外国、特にアジア・太平洋地域との友好親善を深めるための市民グループ等への活動支援	企画調整部
アジア・太平洋地域等を対象とした、在外県人会や各種国際交流・協力団体のネットワークの活用による、研修生の受入れや専門家の派遣、学術交流等の推進	企画調整部
国際的視野を広め、国際交流・協力活動に積極的な役割を果たす青年を育成するため の海外派遣	生活環境部

指標

項目		現況が	Ė	平成	2 2 年度
	単位		年度	目	標値
私立幼稚園預かり保育実施施設数	か所	103	12		113
延長保育事業実施施設数(宮崎市を除く。)	か所	83	12		150
一時保育事業実施施設数(宮崎市を除く。)	か所	26	12		55
児童館(センター)数	か所	74	12		80
放課後児童クラブ(学童保育)設置数(宮崎市を除く。)	か所	60	12		110
病後児保育施設設置数	か所	4	12		11
休日保育実施施設数(宮崎市を除く。)	か所	3	12		13
地域子育て支援センター設置数(宮崎市を除く。)	か所	16	12		30
ファミリー・サポート・センター設置市町村数	市町村	0	12		2
家庭教育出前講座受講者数(累計値)	人	420	13		4, 200
家庭教育フォーラム参加者数(累計値)	人	1,400	13		14,000
家庭教育支援者養成講座受講者数(累計値)	人	200	13		2,000
ボランティア活動登録率	%	4.8	12		10
教育施設ボランティア養成講座受講者数(累計値)	人	60	13		600
訪問介護(ホームヘルプサービス)の供給量	回/週	38,000	12		47,400
訪問看護の供給量	回/週	7,300	12		10,600
痴呆対応型共同生活介護の供給量	人	178	12		469
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の供給量	人	3,618	12		4, 168
障害児保育実施施設数	か所	73	12		85
国際化推進リーダー育成人数	人	50	12		500
県国際交流センター利用者数	人	12,718	12		30,000
海外からの技術研修員等受入人数	人	9	12		20

H17年度目標値 H16年度必要量

基本目標

女性の人権への配慮

わたしたちが目指す男女共同参画社会は、個人が尊重される社会であり、その基礎となる理念は人権の確立です。

暴力は、その対象の性別を問わず、許されるべきものではありませんが、特に、女性に対する暴力は、女性に恐怖と不安を与え、女性の活動を束縛し、自信を失わせ、女性を男性に比べて更に従属的な状況に追い込む重大な社会的・構造的問題であり、男女共同参画社会の実現を阻害するものであることから、早急な対応が必要とされています。

また、女性も男性も、それぞれの身体の特徴を十分に理解 し合い、思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社 会の形成に当たっての前提ともなることであり、自らの身体に ついて正しい情報を入手し、自分で判断し、健康を享受でき るようにしていく必要があります。

さらに、高度情報通信社会が進展し、メディアによる影響が 更に拡大する中で、性差別を助長する表現や女性の性的側面 のみを強調する表現、暴力的表現など女性に対する配慮を欠 いた取扱を防ぐことも求められています。



重点目標 6 ••• 女性に対するあらゆる暴力の根絶

現状と課題

平成12年の県民意識調査において、「職場におけるセクシュアル・ハラスメント」「家庭内での夫から妻への暴力」「ストーカー」「痴漢行為」「買春」といった身体面に及ぶ暴力について、7割以上の人が「人権が尊重されていないと感じる」と答えています。

平成12年度に県婦人相談所(宮崎市婦人相談員を含む。)に寄せられた相談のうち、「夫の暴力・酒乱」を主訴とするものは161件と、前年度の1.6倍になっています。ドメスティック・バイオレンスは、平成12年の県民意識調査結果に表れているように、被害を受けた女性がその被害を公的機関に相談したり、届け出ることについて抵抗感を持つことが多いため、潜在化する傾向にあります。

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。しかしながら、暴力に対する社会の理解が不十分であり、事例によっては暴力の当事者が犯罪にはならないと考えるだけでなく、そもそも暴力ではないと考えるなど、加害者又は被害者としての自覚がない場合もあるため、県民の認識を高め、女性への暴力を許さない社会意識を醸成するとともに、暴力根絶に向けた環境づくりが重要となっています。

女性に対する暴力に関しては、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」(平成12年5月)や「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(平成13年4月)などが制定され、法制度は整いつつありますが、被害女性に対しては、その置かれた状況により様々な対応が求められるため、関係機関が連携し、総合的な対応をしていく必要があります。

_W_HA_T?_____

「ドメスティック・バイオレンス」Domestic Violence=DV

日本語に直訳すると「家庭内暴力」となるが、一般的には、「夫や恋人など親密な関係にある、又はあった男性から女性に対して振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。身体的なものだけでなく、精神的なものまで含む概念として用いられる場合もある。

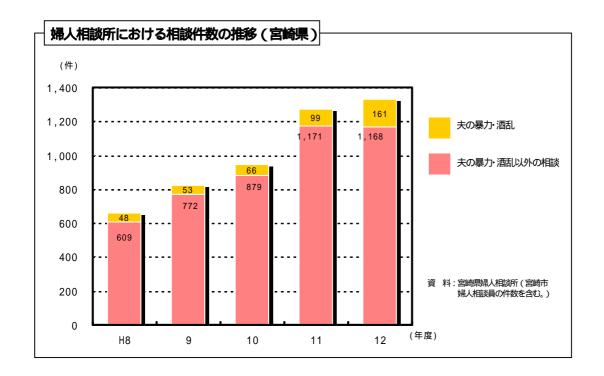
「ストーカー行為等の規制等に関する法律」

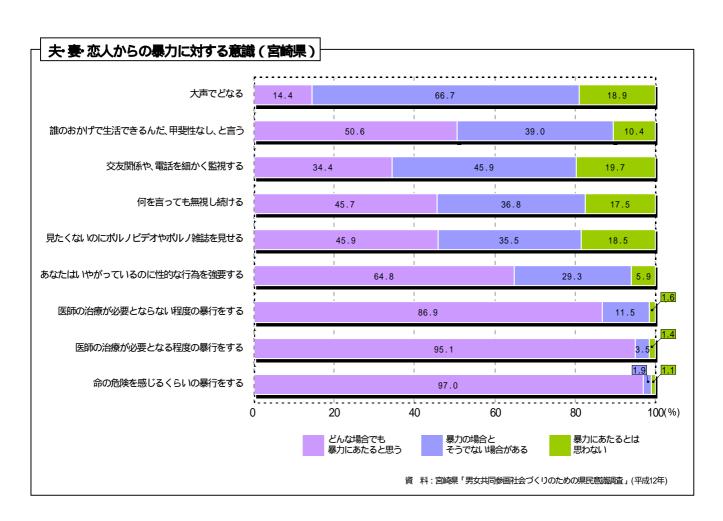
平成12年5月18日公布、同年11月24日施行。この法律では、「ストーカー行為」の前段階の行為である「つきまとい行為等」について、警察本部長等による警告や公安委員会が発する禁止命令により規制を行うとともに、「ストーカー行為」や「禁止命令違反」について、罰則により処罰を行うこととなっている。また、被害防止のため自ら対処しようとしている被害者の申し出に応じて、警察本部長等が自衛措置等の教示等の援助を行うことも規定されている。

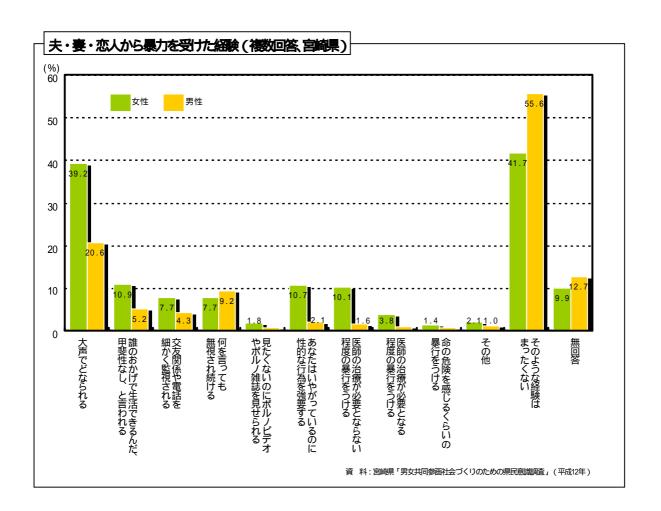
「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」

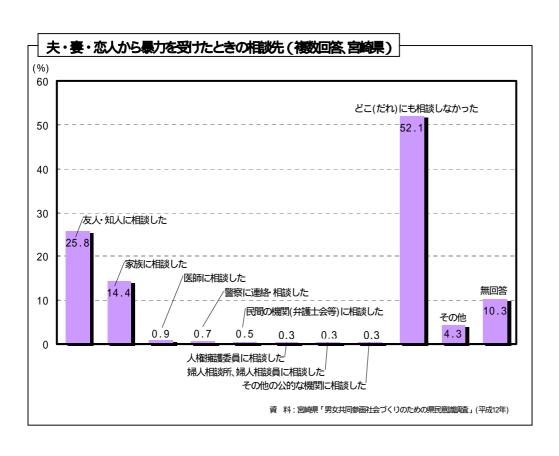
平成13年4月13日公布、一部を除き同年10月13日施行。この法律は、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するため、都道府県が自ら設置する婦人相談所その他の適切な施設において、被害者の相談を受けたり一時保護を行うなど「配偶者暴力相談支援センター」としての機能を果たすことや、裁判所が発するいわゆる接近禁止命令や退去命令について規定している。











施策の基本的方向(20)・・・女性に対する暴力の根絶に向けた基盤づくり

女性に対する暴力は決して許されないものであるとの社会的認識を醸成するための広報・啓発活動を行います。また、女性に対する暴力の発生を防ぐ環境づくりを推進します。

具体的施策

施 策 の 内 容	担当部局
「女性に対する暴力をなくす運動」を中心とする、社会的認識を醸成するための広報 啓発活動の推進	生活環境部
自治体や施設管理者等と連携した、犯罪被害に遭いにくい「安全・安心まちづくり」の推進	警察本部
地域安全情報の提供、防犯機器の貸出、相談による指導・助言等の防犯対策の強化	警察本部

+W_HA 〒? 「女性に対する暴力をなくす運動」

毎年11月12日から25日(女性に対する暴力撤廃国際日)までの2週間を運動期間とし、社会の意識啓発など、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化するとともに、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることを目的として実施するもの。平成13年6月5日、国の男女共同参画推進本部において決定された。

施策の基本的方向(21)・・・女性に対するあらゆる暴力への対策の推進

被害者の心情等に配慮するとともに意思を十分に踏まえた上で、関係法令等を厳正に運用し、適切な措置を行います。

具体的施策

施 策 の 内 容	担当部局
あらゆる法令を適用した適性かつ強力な捜査等の推進	警察本部

施策の基本的方向(22)・・・被害女性支援体制の充実

婦人相談所や警察署等の被害相談、男女共同参画センターなどにおける相談支援体制を充実するとともに、 関係機関が相互に協力し緊密な連携のもと、被害者のニーズに対応した支援活動を効果的に行う体制づく りを検討します。

具体的施策

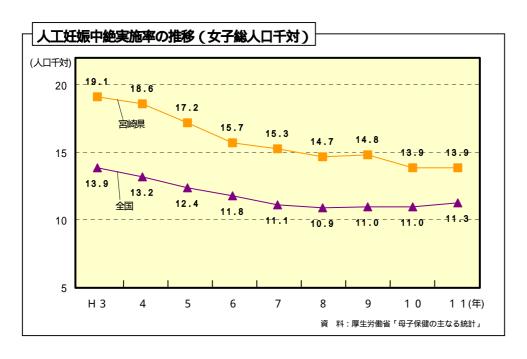
施 策 の 内 容	担当部局
女性総合相談による女性が抱える問題解決のための相談体制の充実	生活環境部
被害者相談機能の充実	福祉保健部・警察本部
被害者の心身の健康を回復させるためのカウンセリング体制の充実	福祉保健部
被害者(同伴する家族を含む。)の一時保護の実施	福祉保健部
被害者の自立生活促進のための情報提供その他の援助	福祉保健部
保護命令制度についての情報提供その他の援助	福祉保健部
被害者を居住させ保護する施設の利用についての情報提供その他の援助	福祉保健部
被害者の精神的打撃の軽減、早期回復及び経済的負担の軽減を図るため、 あらゆる面で支援を行う「指定被害者支援要員制度」等の効果的運用	警察本部
迅速な対応及び情報交換のための関係機関連絡会議の開催等	生活環境部・福祉保健部・警察本部

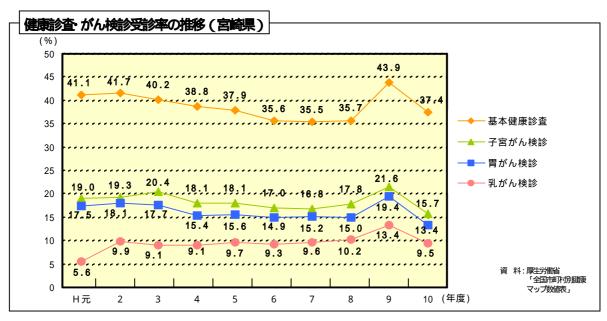
重点目標 7 ••• 生涯を通じた女性の健康支援

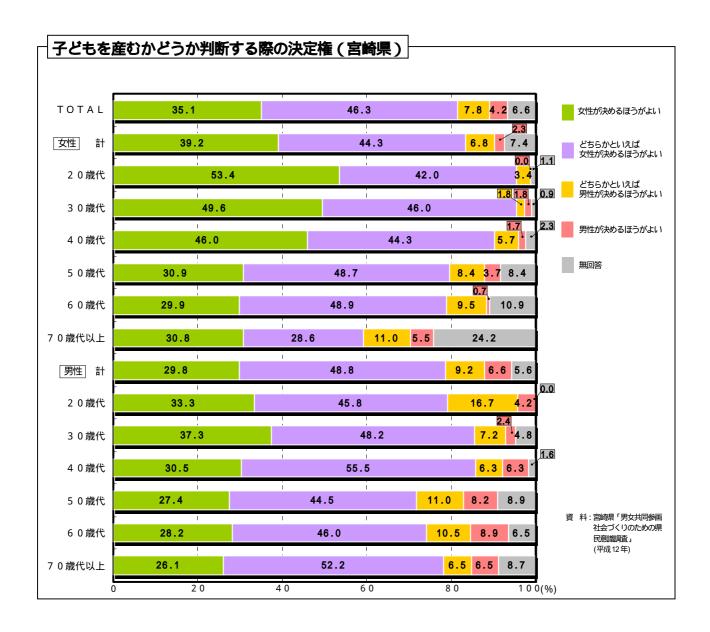
現状と課題

充実した豊かな生活を営む上で、生涯にわたる健康の維持増進は、女性にとっても男性にとっても重要な課題です。とりわけ女性は、その身体に妊娠や出産のための仕組みが備わっていることから、生涯にわたって男性とは異なる健康上の問題に直面することになるため、生涯を通じた健康を支援するための総合的な対策の推進を図る必要があります。

自らの健康について、幼児期から高齢期に至るまで適時正しい情報を入手し、それを基に自ら判断することができるよう、女性の生涯を通じた健康を支援するための取組が求められています。







施策の基本的方向(23)・・・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康/権利)に関する意識の浸透

リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識を広く社会に浸透させ、女性の生涯を通じた健康を支援するための取組の重要性について、男女が共に関心を持ち、正しい知識・情報を得て認識を深めるための施策を推進します。

具体的施策

施 策 の 内 容	担当部局
思春期教育など、性についての情報・学習機会の提供や相談、指導者研修の充実	福祉保健部
性と生殖に関する科学的な知識理解、生命尊重・人権尊重・男女平等の精神を基盤に した性教育の推進	教 育 庁

-W_HA**〒?**「リプロダクティブ・ヘルス / ライツ」-

性と生殖に関する健康と権利。1994年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、重要な人権の一つとして認識されている。リプロダクティブ・ヘルス/ライツの中心的課題には、いつ何人子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれている。また、これらに関連して、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されている。

施策の基本的方向(24)・・・生涯を通じた女性の健康の保持増進対策の推進

女性がその健康状態に応じて的確に自己管理を行うことができるようにするための健康教育や相談体制 を充実させるとともに、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等各ステージに応じて、女性の健康の保 持増進を図ります。

具体的施策

施 策 の 内 容	担当部局
妊娠、出産、避妊、中絶、不妊に関する相談や情報提供の充実	福祉保健部
妊娠から出産までの一貫した母子保健サービスの提供	福祉保健部
周産期医療サービスの充実	福祉保健部
思春期から更年期に至る女性を対象にした健康教育の充実	福祉保健部
壮年期からの健康づくりの推進	福祉保健部

施策の基本的方向(25)・・・女性の健康をおびやかす問題についての対策の推進

女性の健康に甚大な影響をもたらすHIV感染や性感染症についての正しい知識の普及啓発を行うとともに、 薬物乱用対策の強化を図ります。 + WHAT? THIV.

具体的施策

ヒト免疫不全ウィルス。エイズの原因ウィルス。

施 策 の 内 容	担当部局
HIV/エイズに関する正しい 知識の普及啓発及び相談の実施	福祉保健部
性感染症に関する正しい知識の普及啓発	福祉保健部
宮崎県薬物乱用対策推進地方本部を中心とした、学校、家庭、職場、地域社会に密着 した薬物乱用防止に関する啓発の実施	福祉保健部
薬物乱用者の取締りや薬物の供給源に対する取締り	警察本部

指

項目		現 況 値		平成22年度	
	単位		年度	目 標 値	
ピアカウンセラーによる健康傾を受けた人数	人	3 0	13	200	
基本健康診査受診率(全体)	%	41.8	12	5 5	

┼ W ⊢ A 〒?「ピアカウンセラー」
「同じ立場の仲間同士による相談や支え合いを通じて自己決定能力を向上させるための手法をピアカウン セリングといい、ここでは、思春期の性に関する考え方や行動を主体的に自己決定できる能力を養い、 それを同年輩の者に相談を通じて伝えていくことのできる若者のことをいう。

重点目標 8 • • • メディアにおける女性の人権の尊重

現状と課題

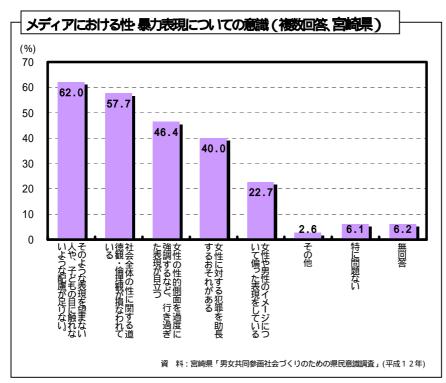
表現の自由は、日本国憲法で保障された権利であり、尊重されるべきものですが、一方で、表現される側の人権や、性・暴力表現に接しない自由、マスメディアや公共空間において不快な表現に接しない自由にも十分に配慮する必要があることから、メディアが自主的に女性の人権を尊重した表現を行うよう、その取組を促すことが求められています。

高度情報通信社会が進展する中では、メディアからもたらされる膨大な情報を、各人が無批判に受け 入れるのではなく、主体的に読み解いていく能力が不可欠であることから、メディア・リテラシーの向 上を図る必要があります。

-**W_HAT?** 「メディア・リテラシー」

メディアからの情報を主体的に選択し、内容を分析・読解し、 活用できる能力やメディアを適切に選択し発信する能力のことをいう。





施策の基本的方向(26)・・・女性の人権を尊重した表現の推進

メディアや広報を実施する企業・団体に対し、人権尊重の視点に立ち、性差別的な表現をなくすための 自主的な取組が行われるように働きかけるとともに、メディア・リテラシーの育成・向上を図るための普及 啓発を進めます。また、性や暴力に関する有害図書類等の有害環境の浄化対策を推進します。

具体的施策

施 策 の 内 容	担当部局
青少年健全育成条例の適正な運用	生活環境部
青少年を取り巻く有害な地域環境の浄化促進	生活環境部
メディア・リテラシーの育成・向上を図るための普及啓発活動の推進	生活環境部

施策の基本的方向(27)・・・広報・出版物等における性にとらわれない表現の促進

性別に基づく固定観念にとらわれない、男女の多様なイメージを社会に浸透させるため、まずは行政自らが、男女共同参画の視点に立った表現の推進に努めるとともに、男女の描写方法に関するガイドラインの作成について検討し、他の機関における自主的な取組を促進します。

具体的施策

施 策 の 内 容	担当部局
県の作成する広報、出版物等における男女共同参画の視点に立った表現の推進	全 部 局
男女共同参画の視点に立った公的な広報・出版物に関するガイドラインの作成についての検討	生活環境部

